

飯綱町社会福祉協議会「指定訪問介護事業」重要事項説明書

令和7年4月1日現在

事業所が提供するサービスについての相談窓口

電話 026-253-8811(受付時間:月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時30分まで)

担当 管理者 サービス提供責任者

1. 飯綱町社会福祉協議会訪問介護事業の概要

(1) 事業所の名称、所在地等

法人名	社会福祉法人 飯綱町社会福祉協議会
代表者氏名	会長
住所	長野県上水内郡飯綱町大字倉井 2907 番地 1
電話番号	026-253-8811
事業所名	飯綱町社会福祉協議会
介護保険事業所番号	2073400687
通常事業の実施地域	飯綱町

(2) 事業所の職員体制

区分	資格	常勤	非常勤	業務内容等	計
管理者	介護福祉士	1名	0名	業務の総括	1名
サービス提供責任者	介護福祉士	1名	1名	利用者とのサービス調整	2名
職員	介護福祉士	0名	6名	サービス業務	6名
	1～2級修了者等	0名	2名	サービス業務	2名

(3) 営業日、営業時間

営業日	年中無休		
サービス提供の時間	通常時間帯	早朝	夜間
平日	8:00～18:00	6:00～8:00	18:00～22:00
土・日・祭日	○	○	○

2. サービス内容

(1) 身体介護

- ・食事介助
- ・入浴介助
- ・排泄介助
- ・清拭
- ・体位変換
- ・着替え
- ・通院等乗降介助 等 (身体に関する介護)
- ・自立支援家事 (調理、掃除、洗濯、買い物等)

(2) 生活援助

- ・買い物 ・調理 ・掃除 ・洗濯 等 (身の回りのお世話)

(3) その他のサービス

- ・介護相談 等

3. 利用料金

(1) 利用料

【料金表 要介護1～要介護5の方】・・・【基本料金・昼間時間帯】

身体介護中心サービス

20分未満	20分～30分 未満	30分～60分 未満	60分～90分 未満	90分～120分 未満
1,630円	2,440円	3,870円	5,670円	6,490円

生活援助中心サービス

20分～45分未満	45分～
1,790円	2,200円

身体介護・生活援助サービス

身体介護 ～30分 生活援助 20分～	身体介護 ～30分 生活援助 45分～	身体介護 ～30分 生活援助 70分～	身体介護 ～60分 生活援助 20分～	身体介護 ～60分 生活援助 45分～	身体介護 ～90分 生活援助 45分～
3,090 円	3,740 円	4,390 円	4,520 円	5,170 円	6,970 円

通院等乗降介助 (1回)

970円

その他、福祉輸送サービスとして

- ・ 飯綱町内 1回につき 300円
- ・ 飯綱町外 1kmにつき 50円

☆ 指定訪問介護に係る利用料につきましては、介護報酬の告示上の額とし、当該サービスが法定代理受領サービスであるときはその額を利用者の介護保険負担割合証に記載の負担割合を乗じた額となります。

☆ 介護保険からの給付サービスを利用する場合は、原則として基本料金 (料金表) の1割です。

☆ただし、収入が一定額以上の方は、医療・介護一括法（医療介護総合確保推進法）の成立により 2 割または 3 割負担となります。
☆介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用料は全額自己負担となります。

☆初回訪問と計画に無い緊急時対応訪問の場合は、加算料金がかかります。初回加算（200円）緊急時対応加算（100円）。

☆特定事業所加算 I（介護福祉士等の職員数が一定数以上確保され、サービス提供にあたって留意事項を文書等でヘルパーに伝達してからサービスを開始するための加算です。） 上記保険料（利用料）の 200/1000 に相当する額がかかります。

☆介護職員等処遇改善加算 I 上記保険料（利用料）の 245/1000 に相当する額がかかります。

☆上記の料金設定の基本となる時間は、実際のサービス時間でなく、ご契約者の居宅サービス計画（ケアプラン）に定められた目安の時間を基準とします。

☆生計困難者に対して、個人負担が割引される制度があります。

☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

☆基本料金に対して、早朝（午前 6 時～午前 8 時）・夜間（午後 6 時～午後 10 時）帯は 25%増しとなります。

☆ご契約者の同意を得て、2 人で訪問した場合は 2 人分の料金となります。

※2 人の訪問介護員でサービスを行う場合（例）

- ・体重の重い方に対する入浴介助等の重介護サービスを行う場合
- ・暴力行為などが見られる方へのサービスを行う場合

（2）交通費

通常の事業実施地域（飯綱町）以外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、サービスの提供に際し、以下の交通費の実費をいただきます。

飯綱町地区外 訪問 1 回につき 500 円

（3）キャンセル料

急なキャンセルの場合は、下記の料金をいただきます。

訪問前までに連絡をいただいた場合	無料
訪問前までに連絡がなかった場合	200 円

(4) その他

① ご契約者のお宅でサービスを提供するために使用する、水道、ガス、電気等の費用はご契約者の負担になります。

② 料金の支払方法

毎月、20日までに前月分の請求をいたしますので、25日までにお支払下さい。尚、原則として、ながの農協・郵便局・長野信金の口座自動引き落としとさせていただきますが、現金集金の方法もございますのでご契約の際にお選びください。

4. サービスの利用に関する留意事項

(1) サービス提供を行う訪問介護員

実際のサービス提供にあたっては、複数の訪問介護員が交替してサービスを提供します。

(2) サービス実施時の留意事項（契約書第7条参照）

① 定められた業務以外の禁止

契約者は「2. サービス内容」で定められたサービス以外の業務を事業者には依頼することはできません。

② サービスの実施

事業者は作成した訪問介護計画書に沿った内容のサービスを提供いたします。ただし、事業者はサービスの実施にあたって契約者の事情・意向等に十分に配慮するものとします。

③ 備品等の使用

サービス実施のために必要な備品等（水道・ガス・電気を含む）は無償で使用させていただきます。訪問介護員が事業所に連絡する場合の電話等も使用させていただくことがあります。

(3) サービス内容の変更

サービス利用当日に、ご契約者の体調等の理由で予定されていたサービスの実施ができない場合には、サービス内容の変更を行います。その場合、事業者は、変更したサービスの内容と時間に応じたサービス利用料金を請求します。

(4) 訪問介護員の禁止行為（契約書第16条参照）

訪問介護員は、ご契約者に対する訪問介護サービスの提供にあたって、次に該当する行為は行いません。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">①医療行為又は医療補助行為②ご契約者もしくはその家族からの高価な物品等の授受③ご契約者の家族等に対する訪問介護サービスの提供④飲酒及びご契約者もしくはその家族等の同意なしに行う喫煙⑤ご契約者もしくはその家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動⑥その他契約者もしくはその家族等に行う迷惑行為 |
|--|

5. 緊急時の対応方法

サービスの提供中に容体の変化等があった場合は、事前の打ち合わせにより、主治医、救急隊、親族、居宅介護支援事業者等へ連絡します。

6. 事故発生時の対応方法について

- (1) 利用者へのサービス提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- (2) 事故の状況及び事故後の措置について記録し、原因の分析や再発防止のための取り組みを行います。
- (3) 利用者へのサービス提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。

7. 虐待防止について

- (1) 事業者は、利用者への虐待の防止、差別の禁止その他人権の擁護のため、指針を整備し次の措置を講じます。
 - ①虐待防止に関する責任者を選定しています。虐待防止責任者は管理者です。
 - ②成年後見制度の利用を支援します。
 - ③苦情解決体制を整備しています。
 - ④職員に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
 - ⑤虐待防止のための対策を検討する委員会を開催し、結果について従業者に周知徹底を図ります。
- (2) 事業者は、職員または養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに町に通報します。

8. 身体拘束等の禁止について

- (1) 事業所は、サービスの提供にあたっては、利用者または他の利用者の生命及び身体を保護するために緊急その他やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行いません。
- (2) 事業所は、やむを得ず前項の身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急その他やむを得ない理由など必要な事項を記録します。
- (3) 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次の措置を講じます。
 - ①身体拘束等の適正化のための指針の整備
 - ②従業者に対する身体拘束等の適正化のための研修の実施
 - ③身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の定期的な開催及び結果の周知徹底

9. ハラスメントについて

事業者は、介護現場で働く職員の安全確保と安心して働き続けられる労働環境が築けるようハラスメント向上に向けて取り組みます。

- (1) 事業所内において行われる優越的な関係を背景とした言動や、業務上必要かつ相当な範囲を超える下記の行為は組織として許容しません。
 - ①身体的な力を使って危害を及ぼす（及ぼされそうになった）行為
 - ②個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為
 - ③意に沿わない性的言動、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為上記は、当該法人職員、取引先事業者の方、利用者及びその家族等が対象となります。
- (2) ハラスメント事案が発生した場合、マニュアルなどを基に即座に対応し、再発防止会議等により、同事案が発生しないための再発防止策を検討します。
- (3) 職員に対し、ハラスメントに対する基本的な考え方について研修などを実施します。また、定期的に話し合いの場を設け、介護現場におけるハラスメント発生状況の把握に努めます。

- (4) ハラスメントと判断された場合には行為者に対し、関係者への連絡、相談、環境改善に対する必要な措置、利用契約の解約等の措置を講じます。

10. 感染症対策について

事業者は、事業所において感染症が発生し、またはまん延しないように次に掲げる措置を講じます。

- (1) 職員の清潔の保持及び健康状態について必要な管理を行います。
- (2) 事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。
- (3) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を開催し、結果について職員に周知徹底を図ります。
- (4) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
- (5) 職員に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に実施します。

11. 業務継続に向けた取り組みについて

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する介護保険事業の提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要時応じて業務継続計画の変更を行います。

12. サービス内容に関する相談・苦情について

(1) 苦情の受付

当事業所に対する苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

- 苦情受付窓口 訪問介護事業所
(担当者) 管理者
- 受付時間 毎週月曜日～金曜日
8:30 ～ 17:30

(2) 政機関その他苦情受付機関

飯綱町役場 保健福祉課	所在地：長野県上水内郡飯綱町牟礼2795番地 電話番号・FAX：026-253-4764 受付時間：9：00～17：00
長野県国保連合会 介護保険苦情処理係	所在地：長野市西長野加茂北143-8番地 電話番号：026-238-1580 FAX：026-238-1581 受付時間：9：00～17：00

13. 第三者による評価の実施状況

なし

令和 年 月 日

サービスの提供開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

事業者

住所 上水内郡飯綱町大字倉井2907-1番地
名称 飯綱町社会福祉協議会

説明者氏名 _____

私は、本書面に基ついて事業者から重要事項の説明を受け、サービスの提供開始に同意しました。

利用者

住所 _____

氏名 _____

(代理人)

住所 _____

氏名 _____